

経営所得安定対策等の具体化についての考え方 (大綱の説明資料)

平成17年10月
農林水産省

目 次

(頁)

1. 品目横断的経営安定対策	1
2. 米政策改革推進対策	13
3. 農地・水・環境保全向上対策(仮称)	19

1. 品目横断的経営安定対策

導入の目的・意義

- 我が国農業の構造改革を加速化する。
- WＴＯにおける国際規律の強化にも対応し得る対策とする。
- 品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる扱い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換する。

制度の骨格

複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畠作について、品目別ではなく、扱い手の経営全体に着目し、

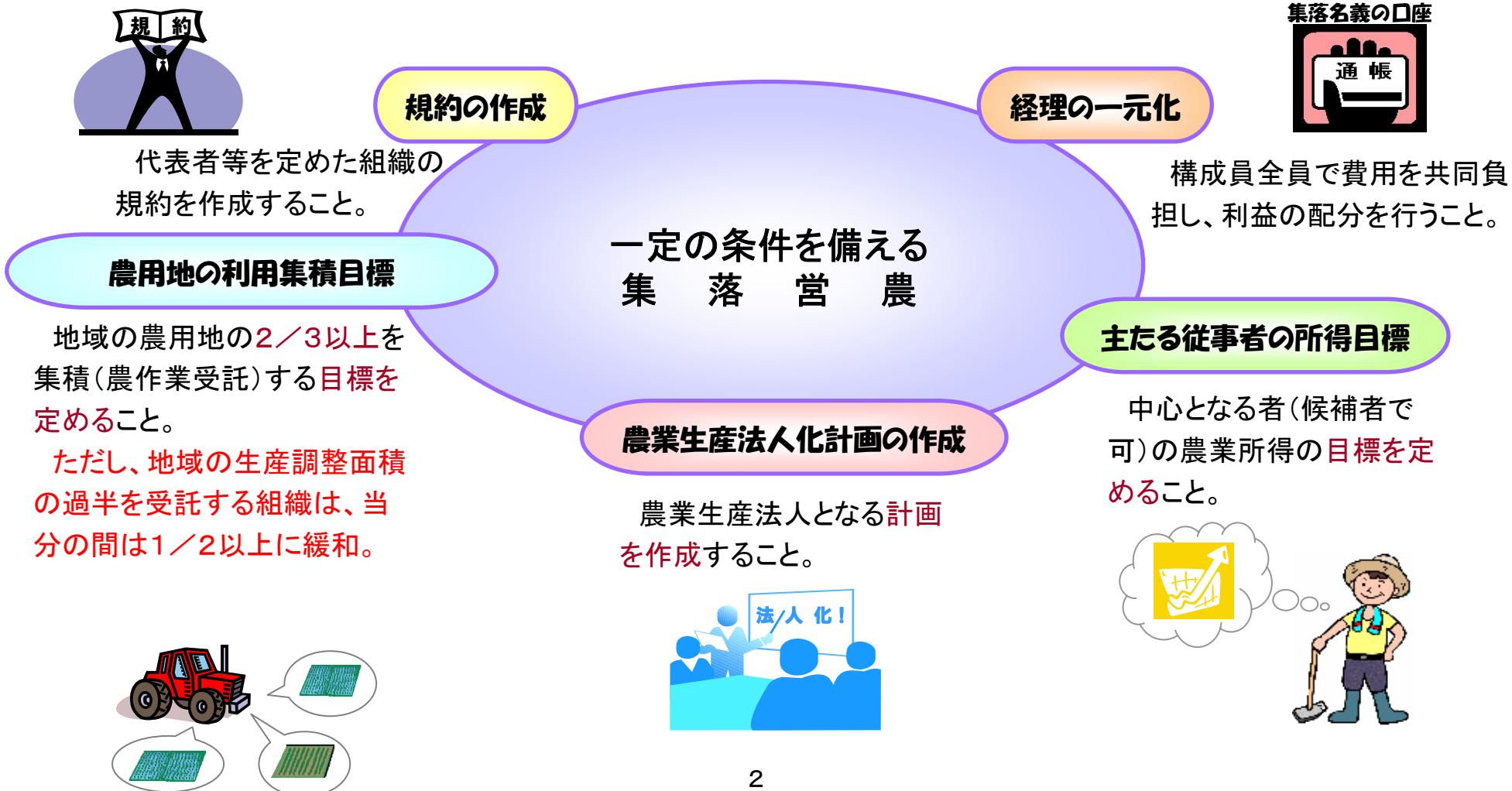
- 市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入するとともに、
- 販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策を実施する。

1 諸外国との生産条件格差の是正のための対策

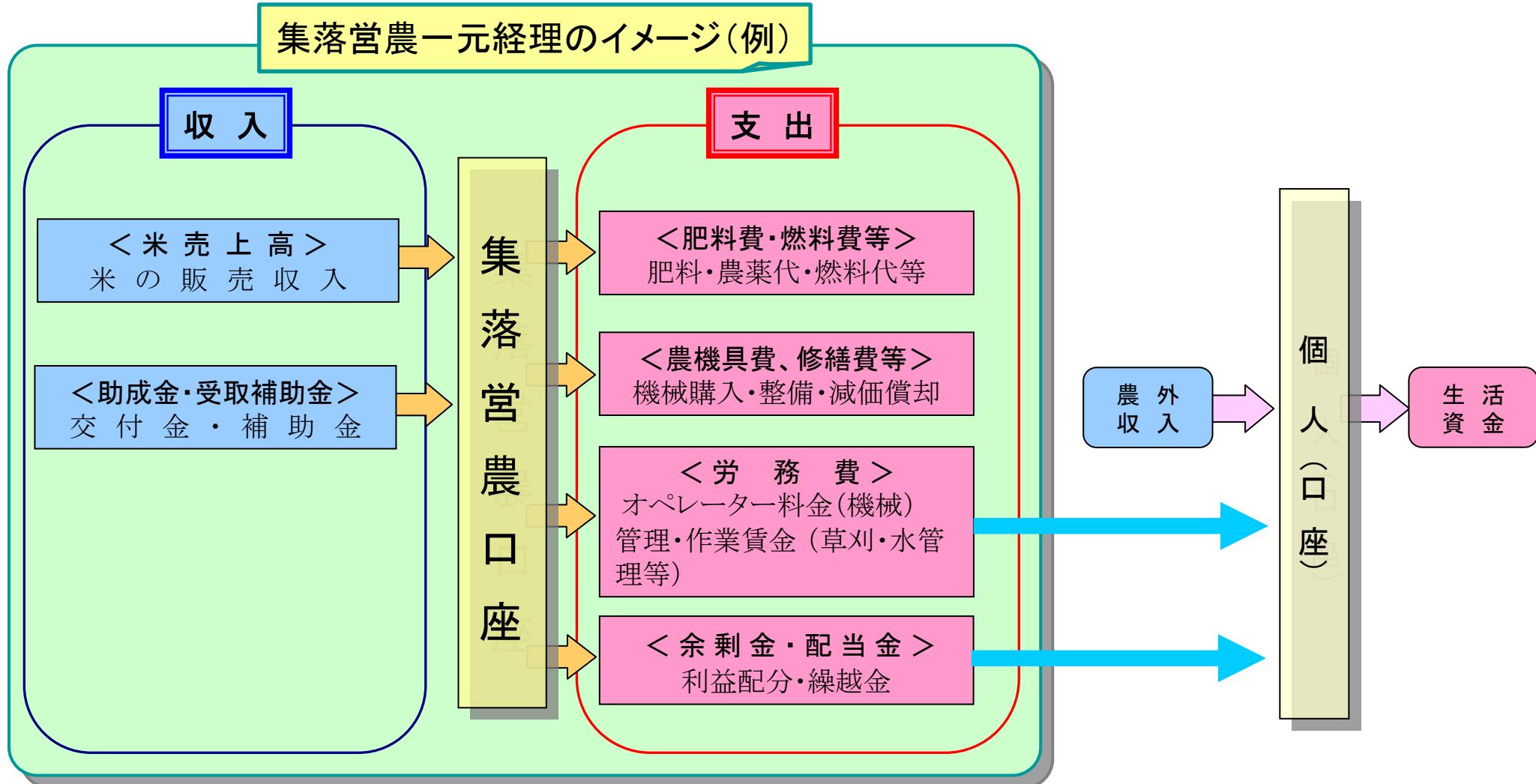
① 加入対象者

- 品目横断的経営安定対策の対象となる扱い手は、①認定農業者のか、②経営主体としての実体を有する集落営農組織として、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織とする。

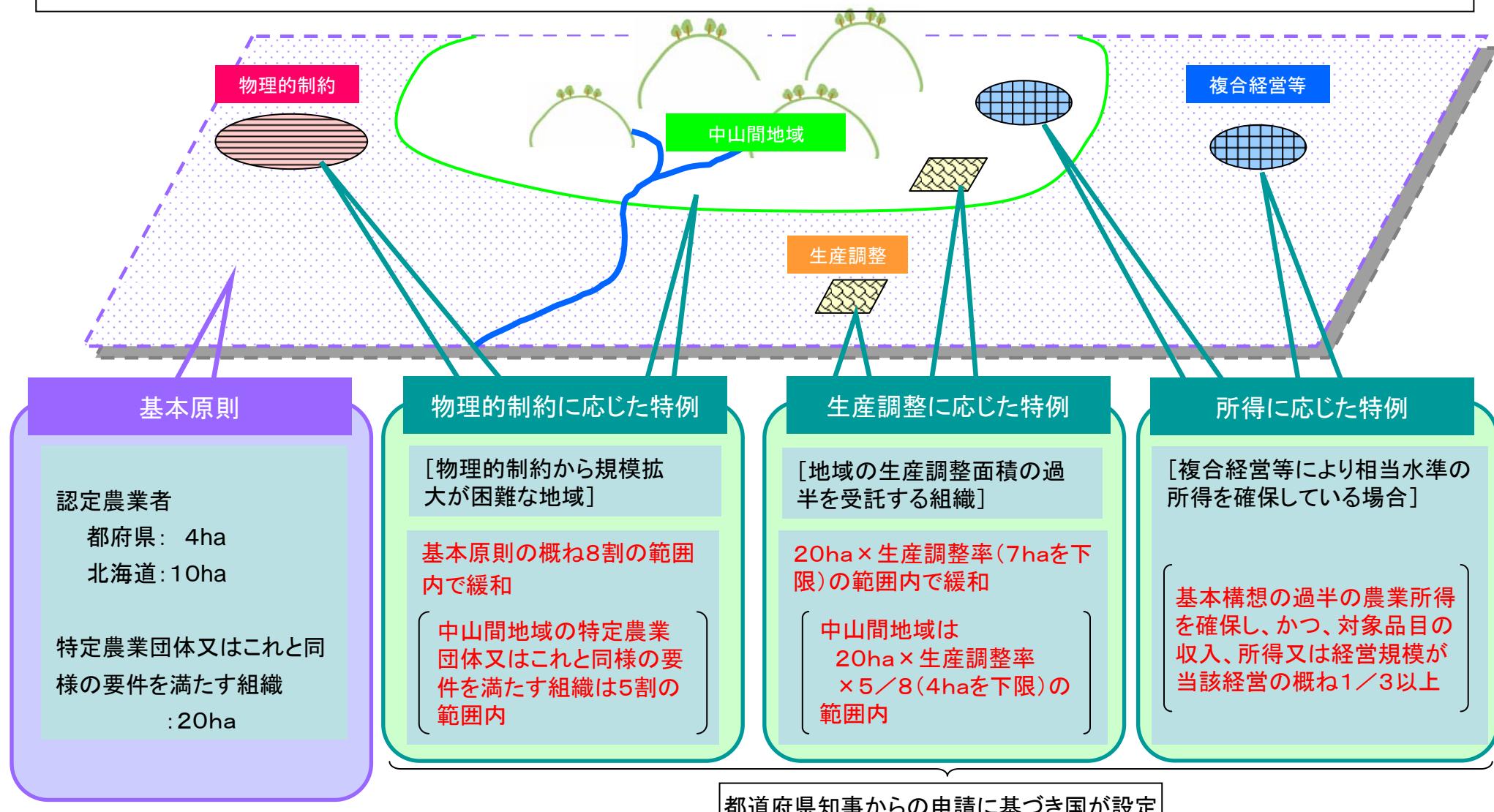
<特定農業団体と同様の要件>



- 経理の一元化は、①集落(代表者)名義の口座を設ける、②農産物の販売名義を集落とする、③当該農産物の販売収入を当該口座に入金する、の3点がポイント。
- このような経理の一元化が行われていなければ、経営安定対策の交付金も交付先となる集落営農口座が存在せず、集落営農に交付できない。



- 経営規模要件については、構造改革を推進するとともに、地域の実情にも配慮して設定することとする。

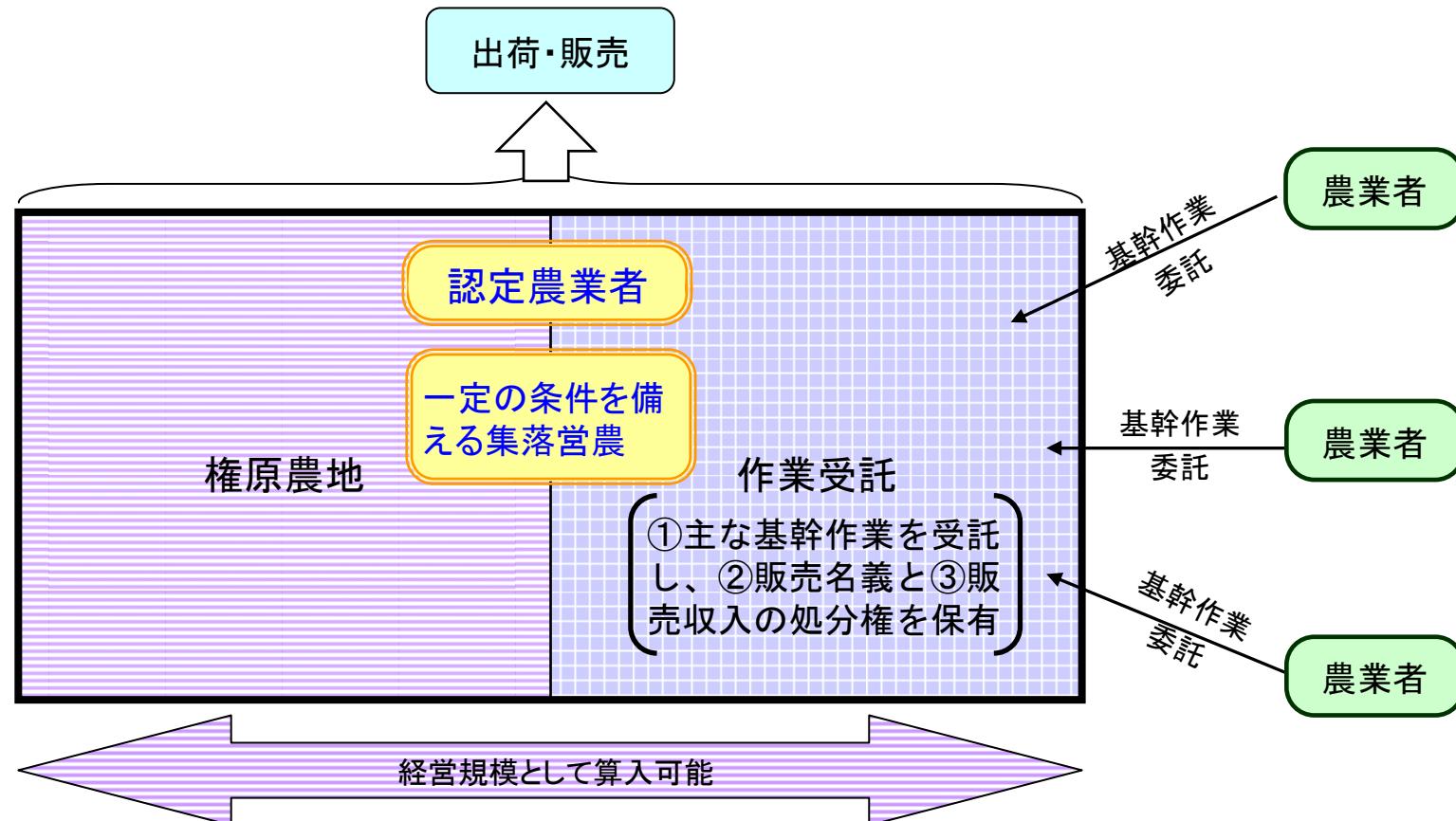


(注1)上記の要件により難い特別な事情がある場合は、都道府県知事は、その経営を施策の対象としなければならない合理的な理由を付して、対象者とすることを要請できることとする。(都道府県知事からの要請内容については公表)

(注2)経営規模については、構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを実施。

<経営規模として算入できる面積>

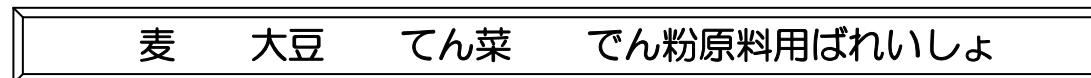
- 経営規模として算入できる面積は、対象者（特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織にあっては、その構成員）が権原を有する「田」と「畠」の面積の合計（経理の一元化をしている面積に限る）を基本とする。
- また、作業受託については、①主な基幹作業（水稻においては基幹3作業以上）を受託し、②収穫物についての販売名義を有し、③販売収入の処分権を有している場合には、経営規模として算入する面積に含めることとする。



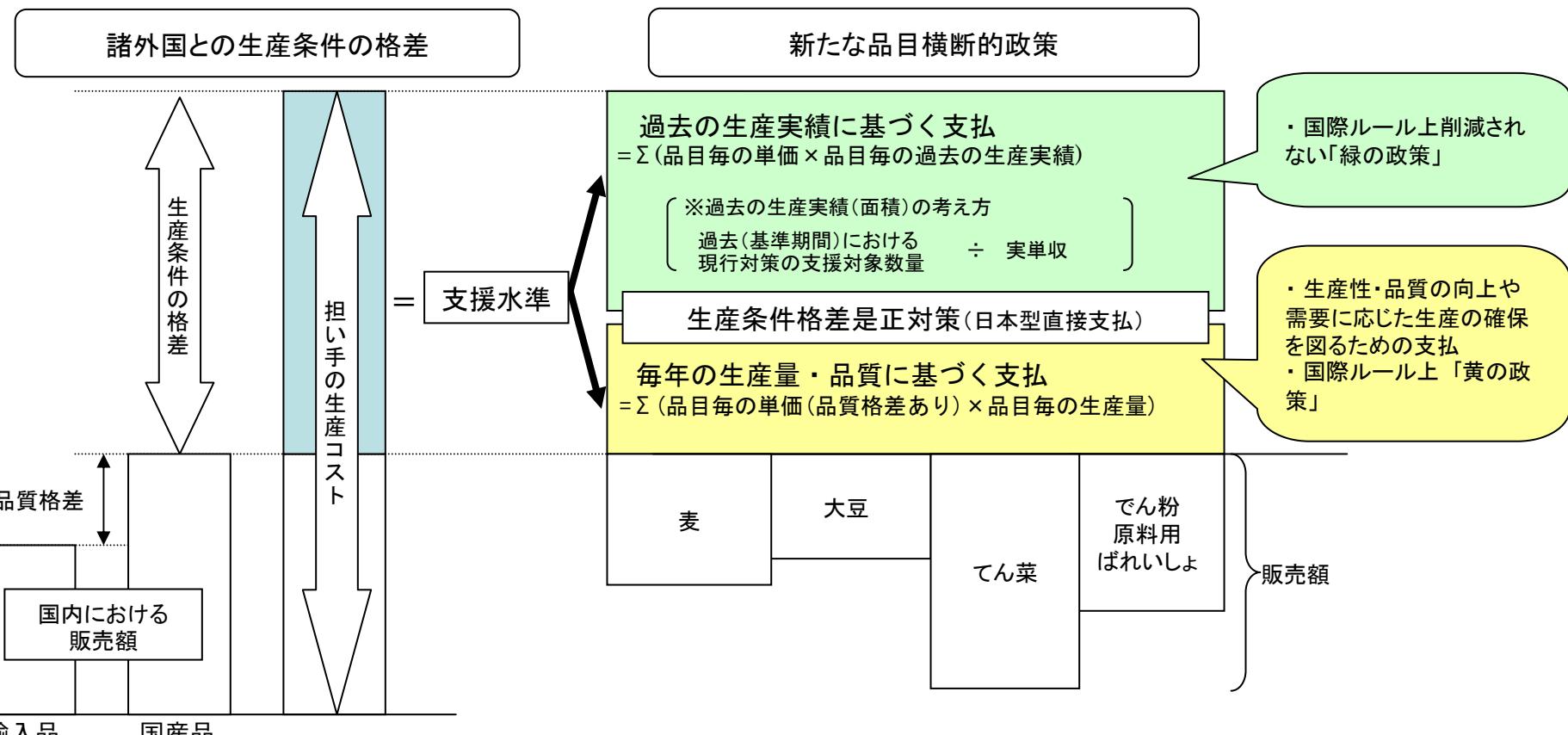
② 対象品目、具体的な内容

- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象とし、市場で顕在化している諸外国との生産条件格差を是正するため、担い手の生産コストと販売収入の差額に着目して、各経営体の過去の生産実績（現行対策における支援対象数量を面積に換算）に基づく支払と毎年の生産量・品質に基づく支払を実施。
- なお、過去の生産実績に基づく支払の単価は、各地域の単収水準を考慮し、地域別に設定。
- また、対象経営の規模が拡大（縮小）した場合及び対象経営となる集落営農組織が育成された場合には、規模拡大（縮小）や組織化の状況に応じて、過去の生産実績に基づく支払の交付額を修正。

＜対象品目＞



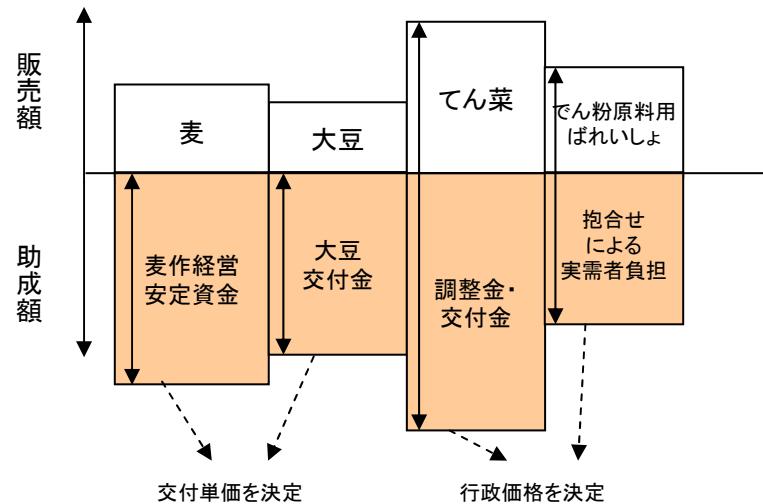
＜具体的な内容＞



現行対策

生産条件格差是正対策

扱い手による実需者ニーズに応じた安定的な生産の推進



< 品目別の価格政策 >

- ・全生産者を対象
- ・毎年の生産量(品質)に応じた支払を実施

< 経営全体に着目した格差是正対策 >

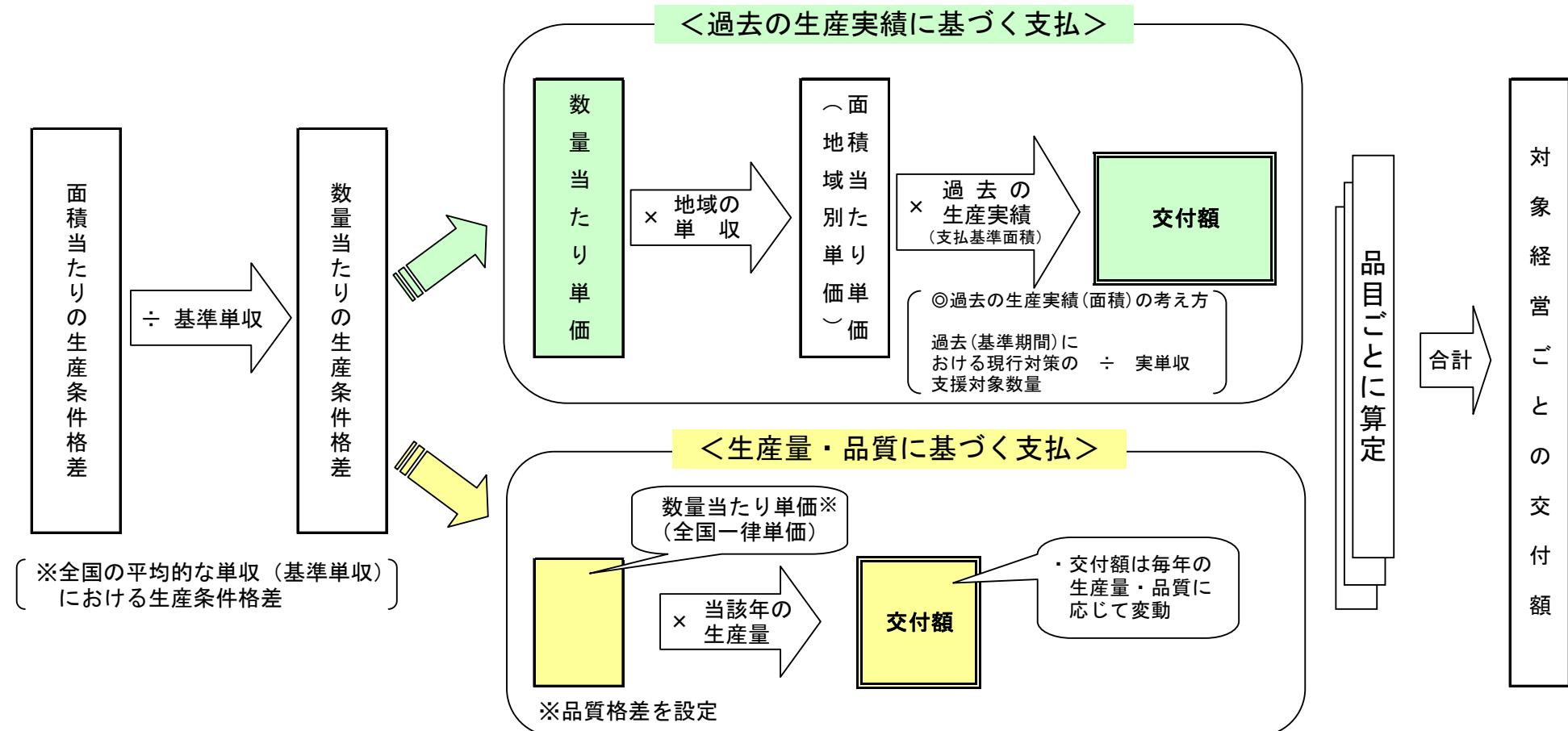
- ・扱い手を対象
- ・①過去の生産実績に基づく支払
(国際ルール上削減されない「緑の政策」)
- ・②毎年の生産量・品質に基づく支払
(生産性の向上・需要に応じた生産の確保に対応)を実施

① 過去の生産実績に基づく支払

- 対象品目ごとに、面積当たりの単価と過去の生産実績（支払基準面積）を掛け合わせ、その合計が対象経営ごとの交付額。
- 面積当たりの単価は、各地域の単収水準を考慮し、地域別に設定することにより、これまでの生産性向上努力や支払実績を反映。
- 過去の生産実績は、基準期間（過去3年間を想定）における現行対策の支援対象数量を単収の実績により面積に換算。
- 規模拡大等経営規模の変動があった場合には、変動面積に応じて支払基準面積を修正。

② 毎年の生産量・品質に基づく支払

- 対象品目ごとに、数量当たりの単価と毎年の生産量を掛け合わせ、その合計額が対象経営ごとの交付額。交付額は毎年算定。
- 数量当たりの単価は、各品目ごとに品質格差を設定。



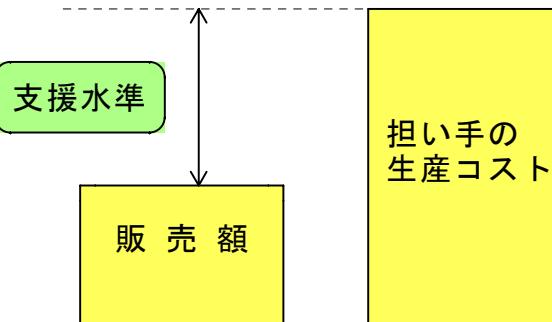
○ 生産条件格差是正対策の支援水準(試算値)

[大綱 3頁]

- 支援水準については、生産コストのうち、生産物の販売価格では賄えない部分に着目して、対象品目ごとに決定。
- 具体的には、生産コストは現行対策との連続性にも配慮しつつ、担い手が実現しているコスト水準、生産物の販売額は入札価格等客観的な指標を使用し、透明性、品目間で一貫性のある算定方法として、「担い手の生産コスト - 販売額」により算定。
- 今回提示するのは現時点の生産費等に基づく試算値であり、施策導入時の支援水準は、来年秋に直近の生産費及び平均的な販売収入等に基づき、上記算定方法により改めて決定するため、今回の試算値とは異なる。
- 過去の生産実績に基づく支払と生産量・品質に基づく支払の切り分け方については、来年、支援水準とあわせて決定するが、政策を将来とも安定的に講じていくためには、「緑の政策」が中心となるような考え方が必要。

<支援水準の算定方法>

$$\text{支援水準} = \text{担い手の生産コスト} - \text{販売額}$$



<支援水準の試算値（直近の要素に基づく現時点での計算値）>

単位：円／10a、kg／10a

	小麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
生産コスト	58,559	54,181	92,549	69,858
販売額	18,398	23,992	49,796	16,538
平均的単収	377	205	5,590	4,300
支援水準	40,200	30,200	42,800	53,300
現行水準	40,000	27,300	42,800	53,300

注 1：支援水準は、平均的単収の場合の額。実際には、地域ごとの単収を反映した地域別水準を設定

2：現行水準は、18年産畠作物価格等に基づき、平均的単収により面積当たりの水準に換算した金額

【支援水準の算定要素】

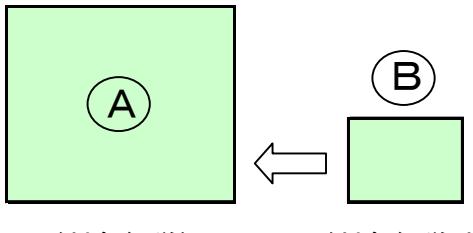
担い手の生産コスト	平均的単収	生産物の販売額
<ul style="list-style-type: none"> 比較的高い生産性を実現している生産者（主産地の平均作付面積以上の生産者）の直近年の生産コスト（現行対策との連続性に配慮） 	<ul style="list-style-type: none"> 10～16年度のうち、中庸の5年間の平均（7中5平均）（=作物統計の平均単収の概念） ただし、てん菜については、7中5平均により平年ベースの単収水準が算定し難いため、別途の方法により算定（平均収量対比が90～110となった直近5年の平均） 	<ul style="list-style-type: none"> 12～16年産のうち、中庸の3年間の平均価格（5中3平均）に平均的単収を乗じて算出

○ 対象経営の規模拡大への配慮

- 過去の生産実績に基づく支払とする場合、現状の農業構造を固定化するおそれがあり、我が国においては、構造改革の加速化が喫緊の課題となっていることから、農地の流動化を阻害しない仕組みとする必要。
- このため、対象経営が規模拡大した場合は、それに応じて過去の生産実績に基づく支払の対象面積を拡大することが必要と考えられ、他方、規模を縮小した場合は、同様に対象面積を縮小する必要。
- また、集落営農組織が新たに育成された場合には、構成員の生産実績を合計したものを当該組織の生産実績とする必要。

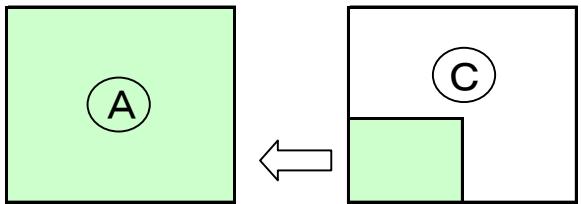
① 個別経営が規模拡大した場合

I 対象経営に農地集積される場合の取扱い



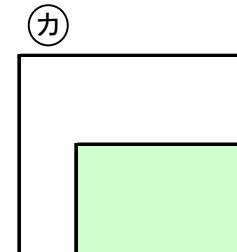
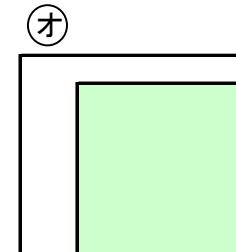
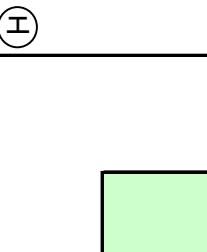
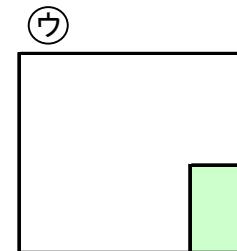
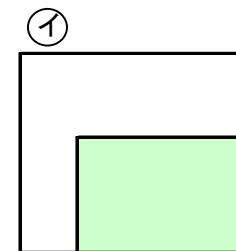
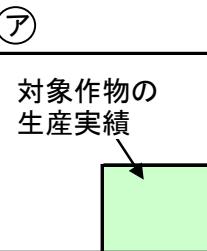
Ⓐ の対象面積に加算

II 対象経営同士で農地が取引される場合の取扱い



Ⓐ の対象面積に加算し、Ⓒ の対象面積から除外

② 集落営農組織が育成された場合



集落営農組織

集落営農組織の過去の生産実績 =

構成員 (ア) ~ (カ) の対象作物の過去の生産実績の合計

- 担い手の販売収入の変動が経営に及ぼす影響を緩和するため、品目ごとの当該年収入と基準期間の平均収入の差額を合算・相殺し、減収額の9割について、積立金の範囲内で補てんする。

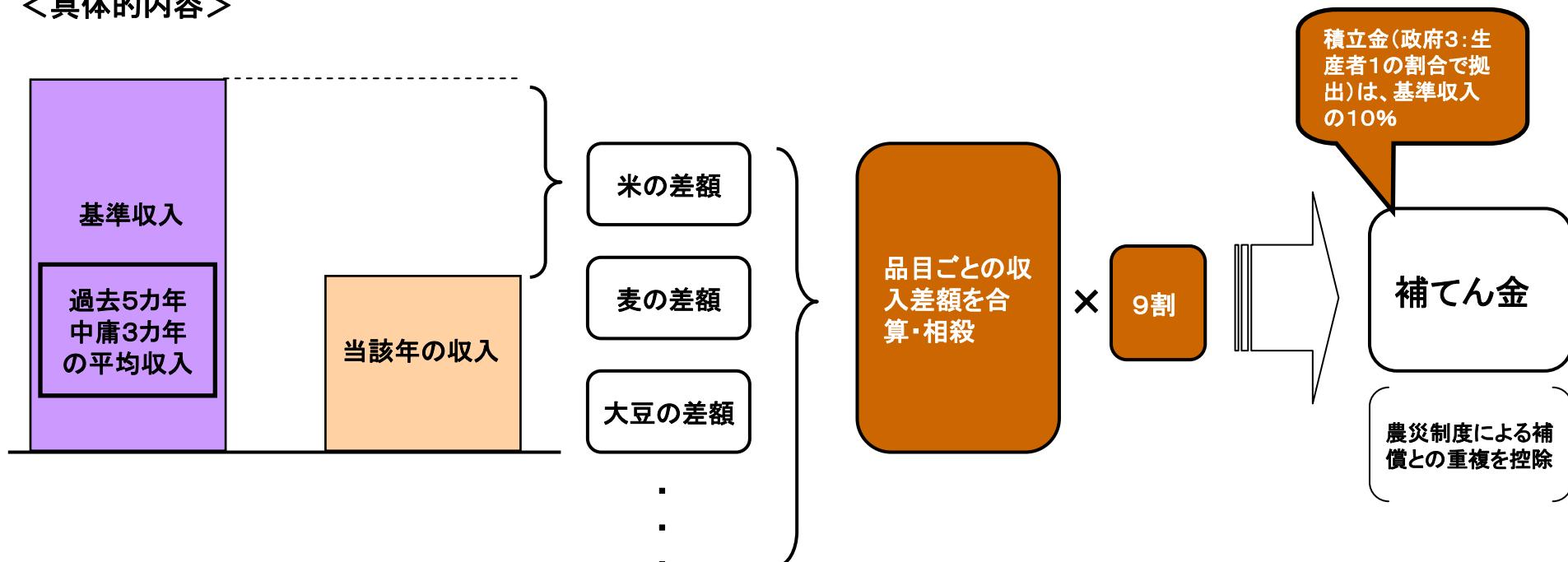
<加入対象者>

諸外国との生産条件格差の是正のための対策と同じ

<対象品目>

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

<具体的な内容>



参考

現行対策と比較した主なメリット

現行対策

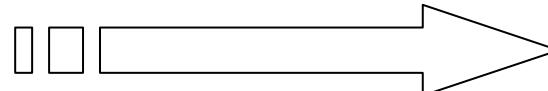
収入変動影響緩和対策

対象品目の拡大

米

大豆

のみ

米、麦、大豆、てん菜、
でん粉原料用ばれいしょ

< 品目別の影響緩和対策 >

※ 米 : 稲作所得基盤確保対策(稲得)、担い手経営安定対策(担経)
大豆:大豆作経営安定対策

< 経営全体に着目した影響緩和対策 >

農家負担の軽減

担 経

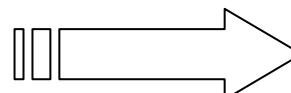
[生産者:国=1:3]

稲 得

[生産者:国=1:1+300円]



÷ 1:2



1:3

2. 米政策改革推進対策

これまでの経緯

- 米については、平成14年12月に平成22年度を目標とする米政策改革大綱を決定し、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考え方立った需要に即応した米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革に整合性をもって取り組んでいるところである。望ましい水田農業の生産構造をできるだけ早期に実現するためには、この米政策改革大綱に定められた道筋に沿って着実に取組を進めていくことが重要である。

本対策の必要性

- こうした中、平成19年産から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3ヶ年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを行う。
- また、米の需給調整について、水田における品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指すこととするが、この新たな需給調整システムについては、上記の見直しを行った米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとすることが必要である。

今後の進め方

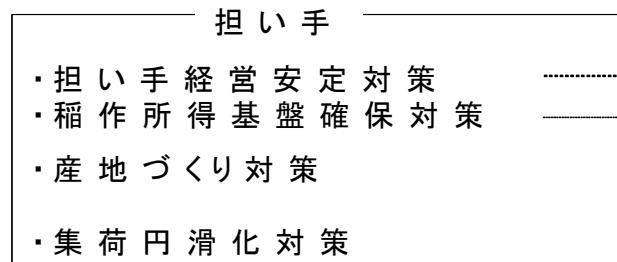
- 支援措置のあり方については、詳細（予算規模等）は平成19年度予算の概算要求の決定時までに決定する。
- 平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することを目指す。

○ 平成19年度以降の米政策改革を推進するための対策については、水田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、平成19年産から新たな需給調整システムへの移行を目指すことをも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から、見直し、再編整理を行う。

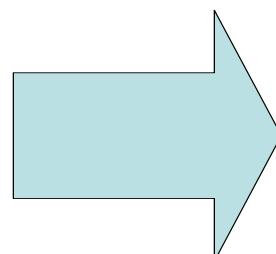
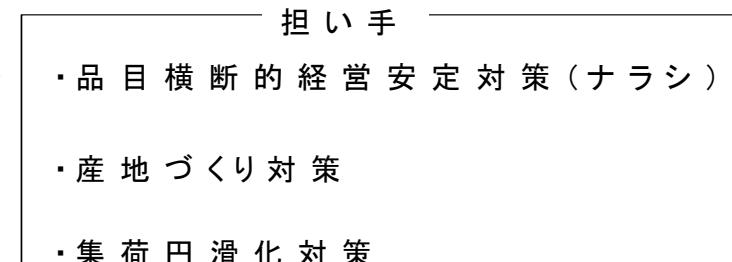
- ① 産地づくり対策については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。なお、産地づくり交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の米・麦・大豆・飼料作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行う。
- ② 担い手経営安定対策については品目横断的経営安定対策に移行する。
- ③ 稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策(品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く。)を行えるよう措置する。
- ④ 集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施する。

品目横断的経営安定対策の導入等に伴う 米政策改革推進対策の見直しの考え方

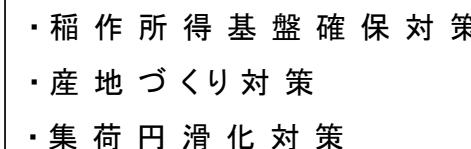
現 行



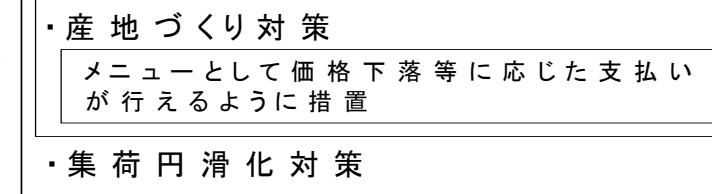
見直し後



担い手以外



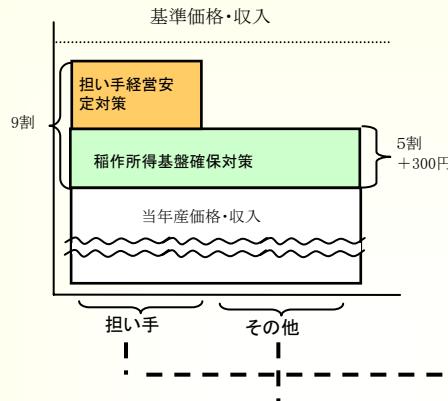
担い手以外



品目横断的経営安定対策の導入等に伴う米政策改革推進対策の見直しの考え方

現行の米政策改革 関連施策

米価下落の影響緩和



米の需要に応じた生産を支援

産地づくり対策

○ 基本的仕組み

- 転作作物の作付面積や担い手の状況等に応じて、対策期間中、あらかじめ定められた一定額を毎年地域に交付
- 地域での助成の使途や水準はガイドラインの範囲内で地域の主体的判断により決定

豊作による過剰米処理を支援

集荷円滑化対策

品目横断的政策の 導入等に伴う見直し

担い手を対象とする経営安定対策 (収入変動緩和対策)

基準収入

品目横断的 経営安定対策

当年産収入

経営安定対策の加入者

※ 生産者メリットを拡大

- 米・大豆に加え、麦等も対象
- 基準期間は5年中3
- 補てん割合は9割
- 国と生産者の拠出は3:1
- 拠出率 10%

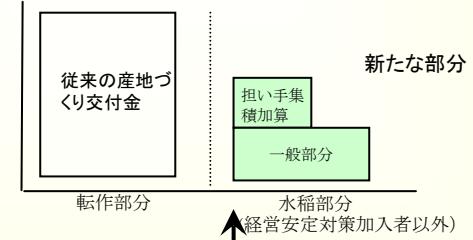
米の需要に応じた生産を支援 (担い手への移行促進を重視)

新たな産地づくり対策の中のメニューとして、担い手以外の者に
対して米の価格下落等に応じた支払が行えるよう措置

※ 産地づくり対策は所要の
見直しを行いつつ、引き続
き実施

[対策の詳細は平成18年の夏に決定]

○ 地域への交付金の算定の考え方

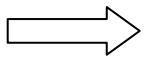


豊作による過剰米処理を支援

集荷円滑化対策は実効性を確保し、実施

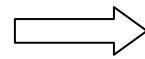
新たな産地づくり対策(平成19~21年度)の中のメニューとしての米の価格下落等に応じた支払いの大枠

国



都道府県協議会

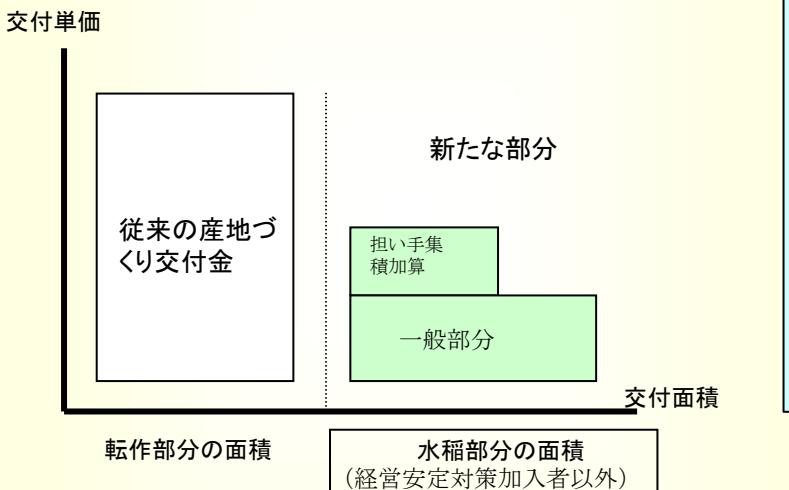
地域協議会



生産者

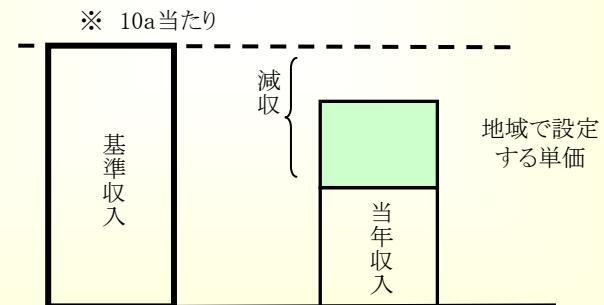
【地域への交付金の算定の考え方】

- 産地づくり対策と一体化することにより、対策期間中、あらかじめ定められた額の交付金を毎年地域に交付



【米価下落等に応じた支払のイメージ】

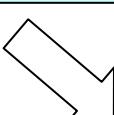
- 生産者拠出なし
- 稲作の収入減に対し面積当たりの定額補てん(ただし、減収が定額以下の場合は減収の9割まで)
- 補てんの単価は地域で設定(その中で、担い手への集積に取り組んだ場合の割増単価を設定可能)



【地域の創意工夫】

地域はガイドラインの下で、新たな部分に係る交付金を、

- 米価下落による稲作の収入減に対する支援(右図)に使用するか
- 産地づくりとして転作部分や担い手育成等の支援に使用するか
- 等を決定



【転作部分や担い手育成等への助成】

- ※ 交付金算定上の水稻部分の面積については、担い手の育成・増加の見通し等を踏まえて、対策の当初に予め算定し、期間中漸減。

米政策改革推進対策の見直し

現 行

見直し後

◎ 産地づくり対策

○産地づくり交付金

メニュー

- ・米の生産調整の推進
- ・水田を活用した作物の産地づくり
- ・水田農業構造改革の推進(担い手の育成)
 - 特別調整促進加算(超過達成 等)

○麦・大豆品質向上対策

○耕畜連携推進対策

○畑地化推進対策

当面の
措置

新たな産地づくり対策(平成19年度～平成21年度)

○新・産地づくり交付金

メニュー

- ・米の生産調整の推進
- ・水田を活用した作物の産地づくり
- ・水田農業構造改革の推進(担い手の育成)
- ・米の価格下落等に応じた支払い
 - (品目横断的経営安定対策加入者は対象から除く)※

※従来の産地づくり交付金部分と
積算を分けて提示

米価下落対策の基本的な仕組み

- ・面積による定額払いとし、生産者拠出金を廃止。価格変動方式ではなく、固定方式を基本としての支払(ただし、経営安定対策による補てんの範囲内)
- ・交付単価について、担い手への集積に取り組む場合の加算を設けた二階建て
- ・交付面積は担い手の育成・増加の見通し等を踏まえて、期間中に漸減するようあらかじめセットし、経営安定対策への移行を誘導

注) 麦・大豆品質向上対策、耕畜連携推進対策、畑地化推進対策、
特別調整促進加算(産地づくり交付金)については、引き続き検討

◎ 稲作所得基盤確保対策

[米価下落の一部を補てんする]

◎ 担い手経営安定対策

[一定の要件を満たす担い手を対象
にした稲得の上乗せ]

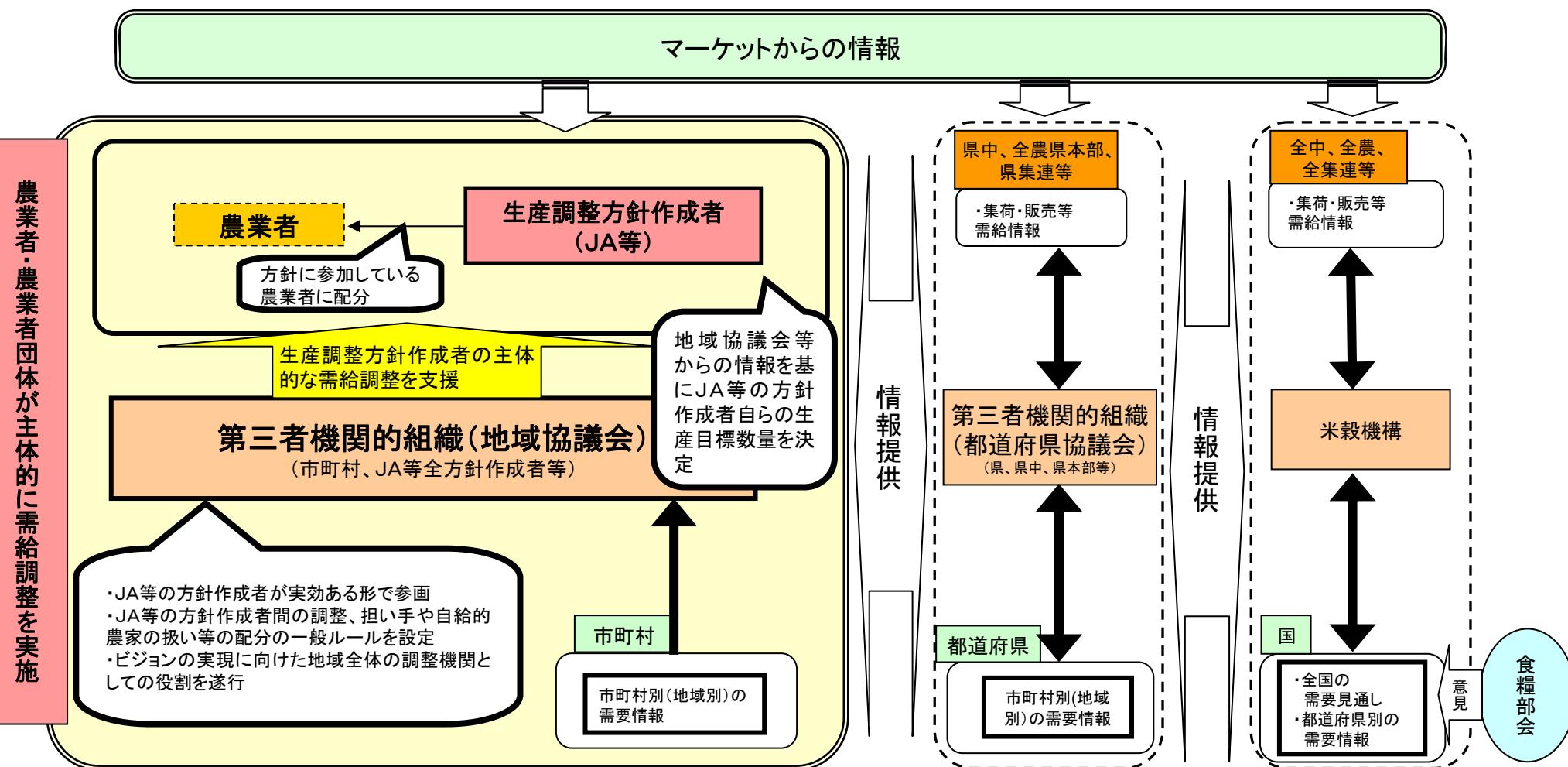
→ [品目横断的経営安定対策へ移行]

◎ 集荷円滑化対策

[豊作による過剰米を区分出荷・保管]

→ [その実効性を確保し、実施]

- ① 国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施
- ② JA等の生産調整方針作成者(方針作成者)がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、当該JA等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分
- ③ 地域協議会は、行政、関係機関及びJA等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割



3. 農地・水・環境保全向上対策（仮称）

本対策の必要性

- 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るために、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。
- このような中、農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきている現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。
- また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

本対策の骨格と位置付け

- これらを踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施する。
- 本対策は、力強い農業構造の確立、効率的な農業生産を目指す経営安定対策と「車の両輪」をなし、
 - ・ 国民の価値観の変化、新たな要請に応えることにより、その理解と納得を得つつ、
 - ・ 社会共通資本としての農地・農業用水等の資源、更にはその上で営まれる営農活動を一体として、その質を高めながら将来にわたり保全するものであり、
 地域振興対策として位置付けられるものである。

食料の安定供給

農村の振興

多面的機能の健全な発揮

農業の持続的発展

力強い農業構造の確立

経営安定対策

- ・効率的な農業生産
- ・担い手に集中化・重点化した支援

車の両輪



基盤となる農地・水・環境の良好な保全と質的向上
農業が本来有する自然循環機能の維持・増進

農地・水・環境保全向上対策

- ・農業生産の基盤の量的確保と、質を一層高める枠組み
- ・地域における共同活動と営農活動を一体的に支援し、相乗的効果

地
域

営農活動

地域の環境保全に向けた先進的な営農活動

農地・水・環境

農地、水を守る
共同活動の促進

農村環境の形成

多様な主体の参画

共同活動

我が国農業生産全体
の在り方を環境保全を
重視したものに転換

広く国民が享受する農
村の自然生態系や景
観等の維持・形成

経済性
効率性

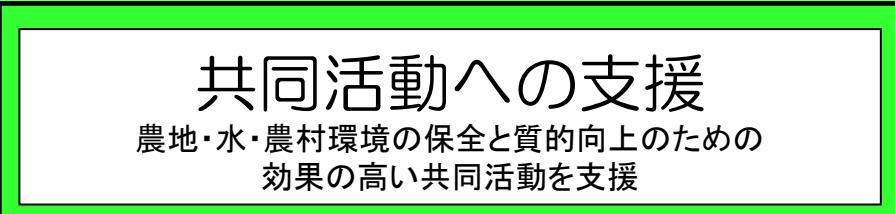
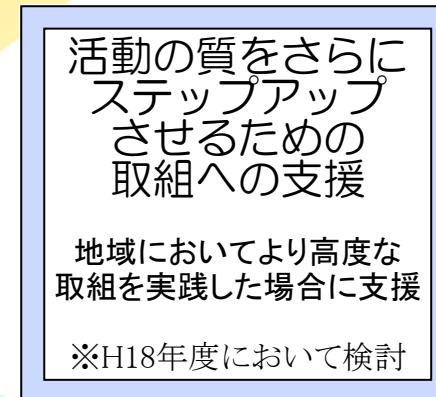
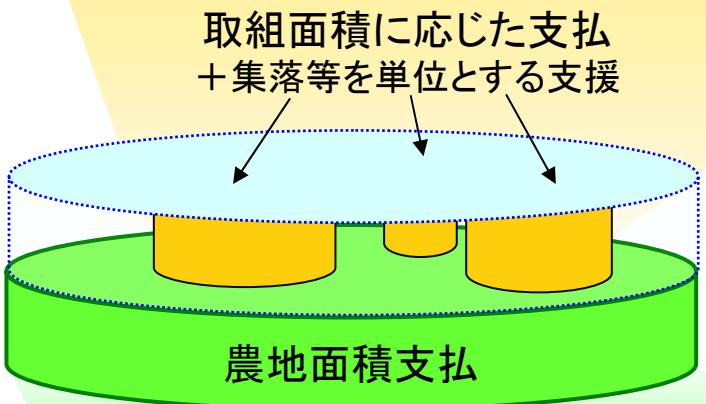
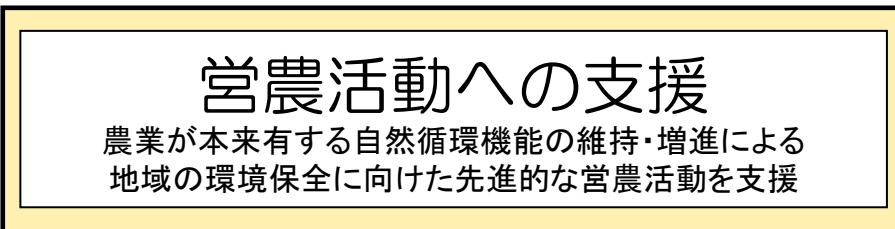
食料の安定供給

ゆとり、安らぎ、心の豊かさ等への国民の価値観の変化
安全・安心、環境問題に対する国民の関心の高まり

国民の要請

- 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、
 - ①農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動
 - ②農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動
 - ③これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取組

をともに協定に位置付け、多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援。



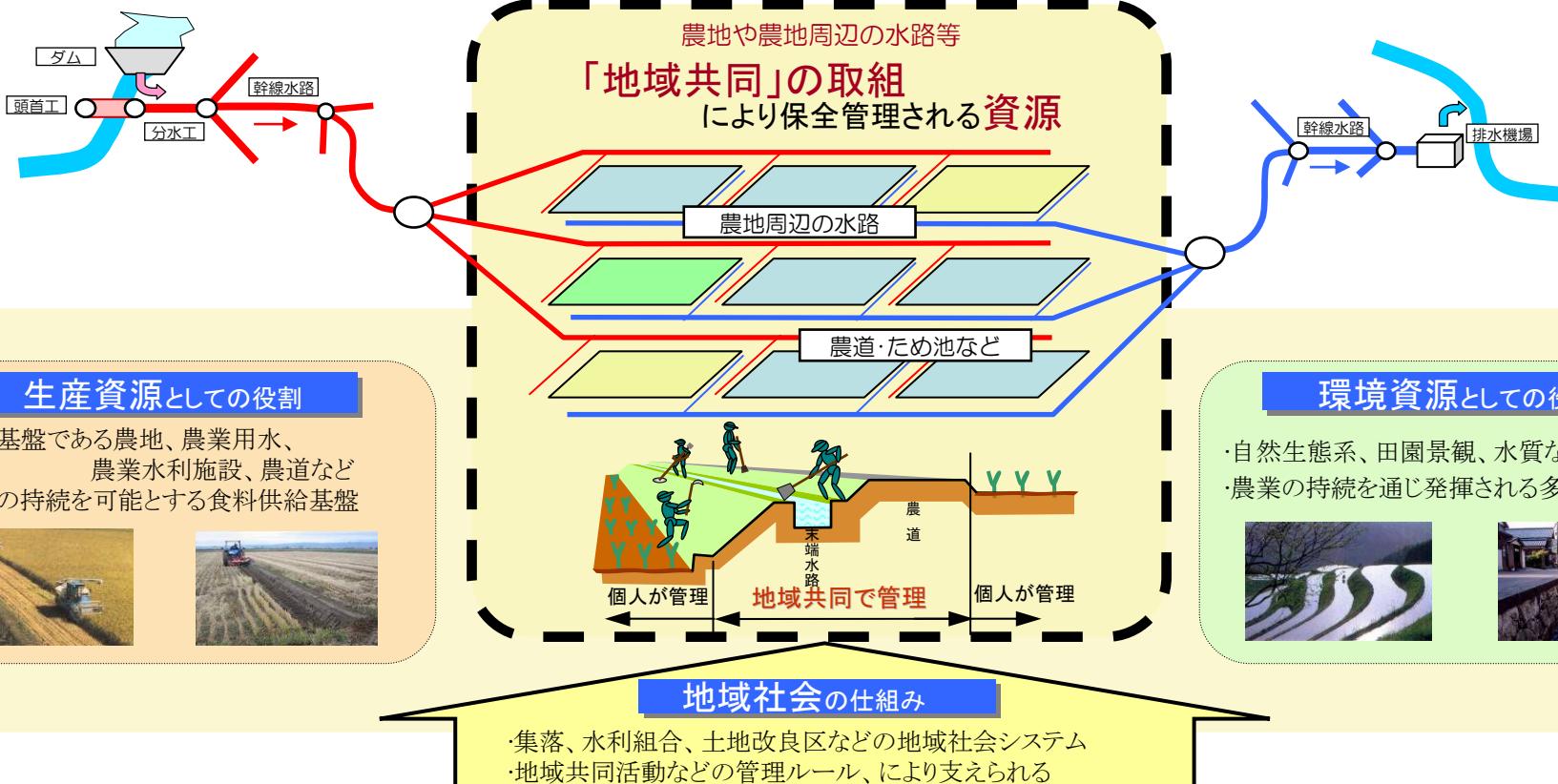
協定へ位置付け

多様な主体の参加を得て
総合的・一体的に実施

(1) 共同活動への支援

① 施策の対象

- 農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮を支える「社会共通資本」。
- とくに、農地や農地周辺の水路、農道などの資源の多くは、これまで集落など地域の共同活動により保全管理。
- 近年の集落機能の低下により地域共同活動が衰え、力強い農業構造の実現や活力ある農村の振興に支障。



■寄合い



■江ざらい（水路）



■道普請



■草刈り



■点検



■補修



② 施策の仕組みのあらまし

1

- ・対象地域の設定
- ・活動組織づくり

2

- ・活動計画づくりと効果の高い取組の実践

3

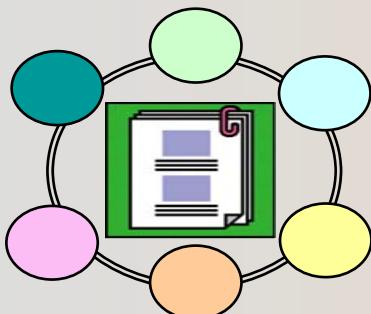
- ・地域共同活動に対する支援

- 集落などを単位とする**活動組織**を設立。
- 活動組織は、農業者を中心に地域住民をはじめとする**多様な主体**が参画。
- 運営方法など合意形成し、規約を作成。

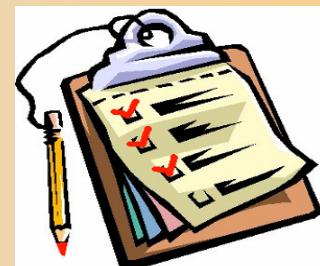
- 活動組織が話し合い、**活動計画**を作成。
- 活動計画は、効果の高い取組のガイドラインとなる**活動指針**に照らして作成。
（活動指針は、国が標準的な指針を示し、地方が地域の特性を踏まえた独自の活動項目を追加したもの）
- 活動計画に基づいて、**効果の高い取組**（現状の維持にとどまらず改善や質的向上を図るもの）を実践。

- 効果の高い取組を行う活動組織を**支援**。
- 国の**支援水準**は、農地・水を保全する基準的な共同活動量を基に**算定**。
〔 全国調査を基礎に算定 〕
- 活動組織内の**農地面積**に応じて**交付**。

活動組織づくり・合意形成



活動指針に照らした活動計画づくり



効果の高い取組の実践に対する支援

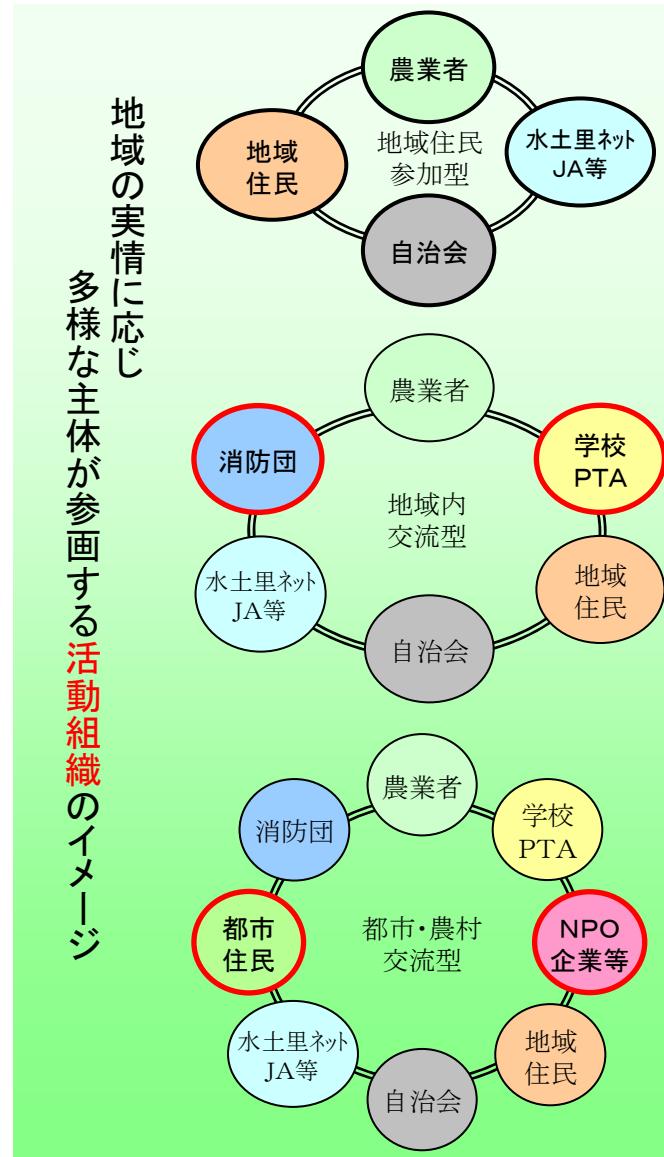


- 対象地域は、地域共同活動が効果的に実施できるよう、集落や水系単位など地域の実情に応じ適切に設定。
- 「活動組織」の構成員は、農業者を中心として、地域の諸条件に応じさまざまに組合せ。

○ 対象地域設定単位の代表例

集落単位	水系単位	事業単位
集落ぐるみで保全活動を行う体制	ため池や堰などの水系での保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での保全活動を行う体制

地域の実情に応じ
多様な主体が参画する活動組織のイメージ



③ 活動指針のイメージ

- 活動計画づくりのガイドラインとして、具体的な活動を列挙した「活動指針」を策定。
- 活動指針は、「基礎部分」と「誘導部分」に区分。
- 国が標準的な指針を示し、地方が地域の特性を踏まえた独自の項目を追加。

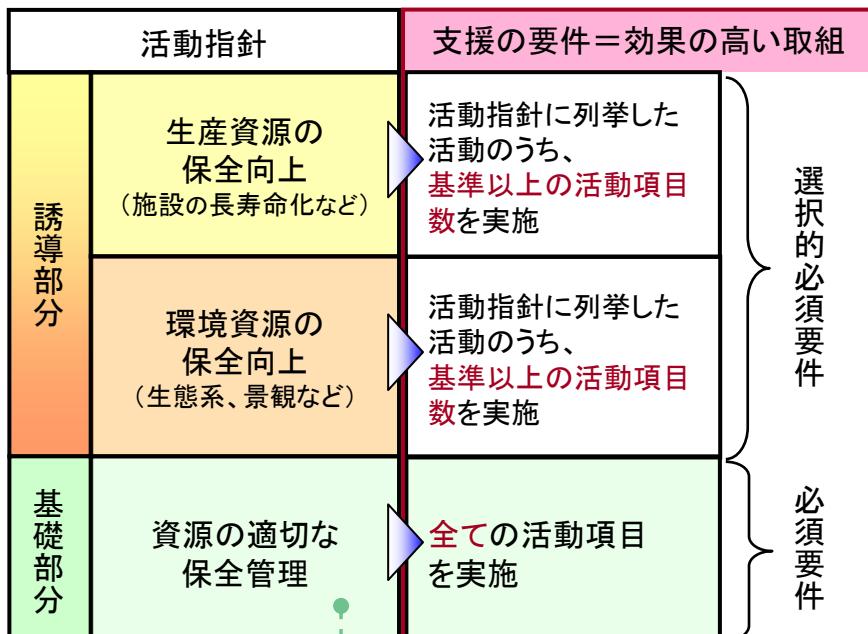
活動指針に列挙する活動の例示



④ 支援水準

- 活動指針を指標として、効果の高い取組に相当する活動を行う地域を支援。
- 支援水準は、農地・水等の資源を適切に保全管理するために必要な基準的な共同活動量を基に、国、地方、農業者の役割分担を踏まえて算定。
(共同活動量については、現在、全国約400地区で実施中の調査において、全国の地帯別、地目別の状況を精査中。)
- 活動組織内の農地面積に応じて交付。

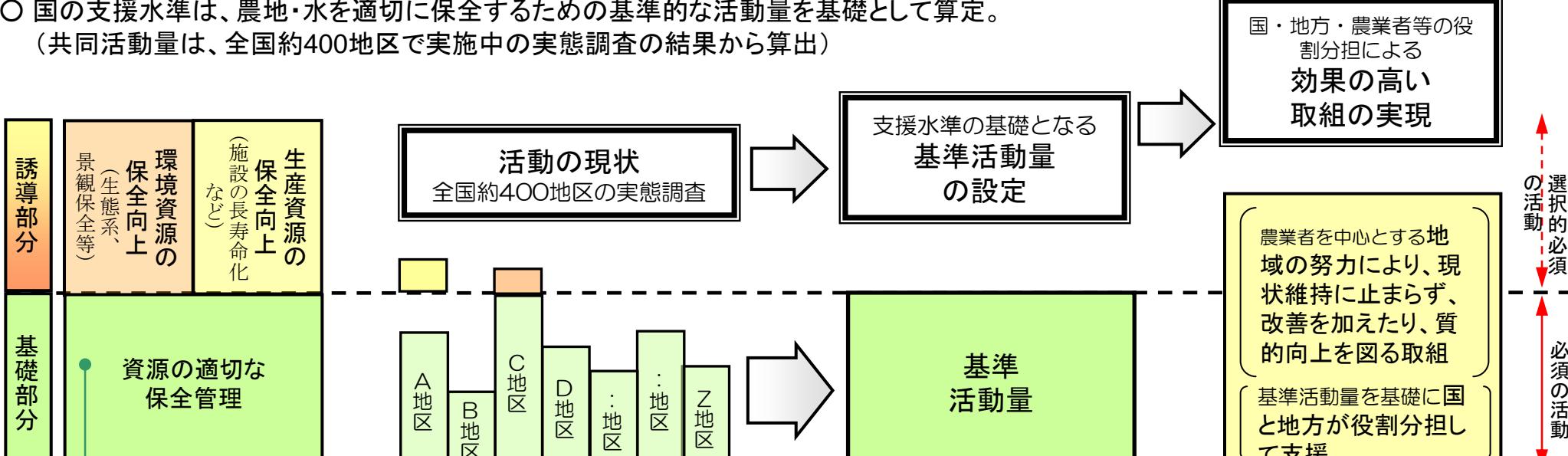
支援の要件と支援水準の基礎



国による支援の水準

	10a当たり単価
水田(都府県)	2,200円/10a
水田(北海道)	1,700円/10a
畑(都府県)	1,400円/10a
畑(北海道)	600円/10a
草地(都府県)	200円/10a
草地(北海道)	100円/10a

- 国の支援水準は、農地・水を適切に保全するための基準的な活動量を基礎として算定。
(共同活動量は、全国約400地区で実施中の実態調査の結果から算出)



(地区によりバラツキ)

資源の適切な保全管理のための共同活動区分		A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区
見回り・点検・診断		●		●		●
話し合い・計画づくり				●	●	
水路の保全	草刈り	●	●	●	●	●
	土砂上げ	●		●		●
農道の保全	草刈り	●	●	●	●	
	補修など			●		
その他施設の保全		●		●		
生産資源の保全向上	●					
環境資源の保全向上				●		

支援水準は、農地・水を適切に保全する基礎的な活動水準にして算定

資源の適切な保全管理のための共同活動区分		基準活動量の算定
見回り・点検・診断		●の平均
話し合い・計画づくり		●の平均
水路の保全	草刈り	●の平均
	土砂上げ	●の平均
農道の保全	草刈り	●の平均
	補修など	●の平均
その他施設の保全		●の平均

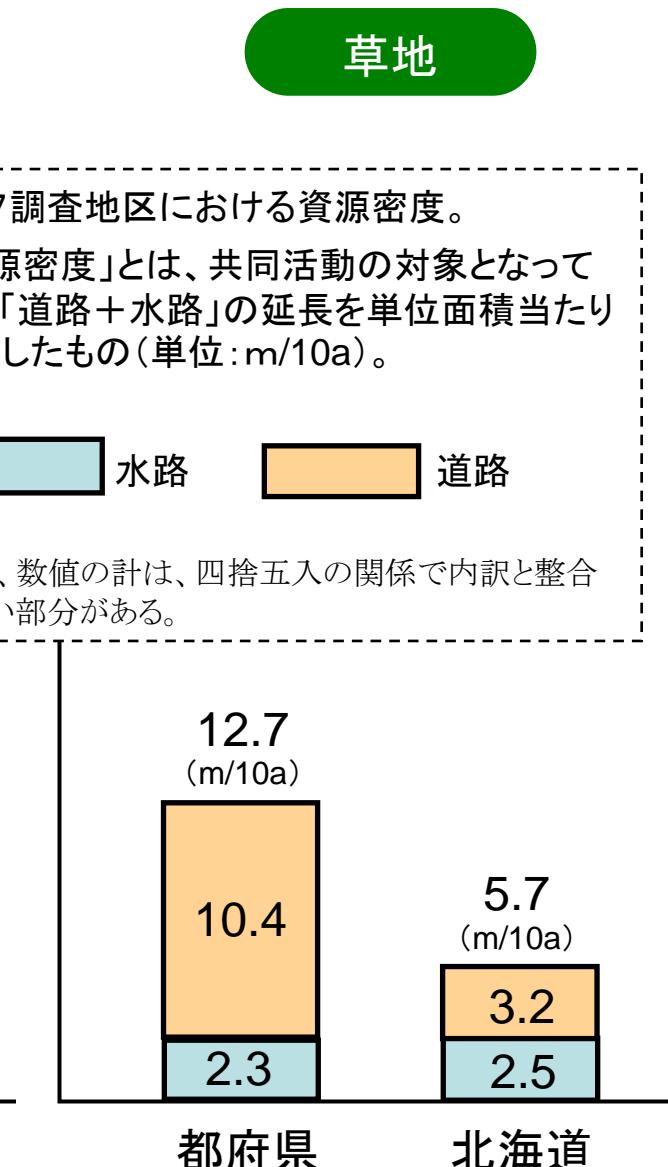
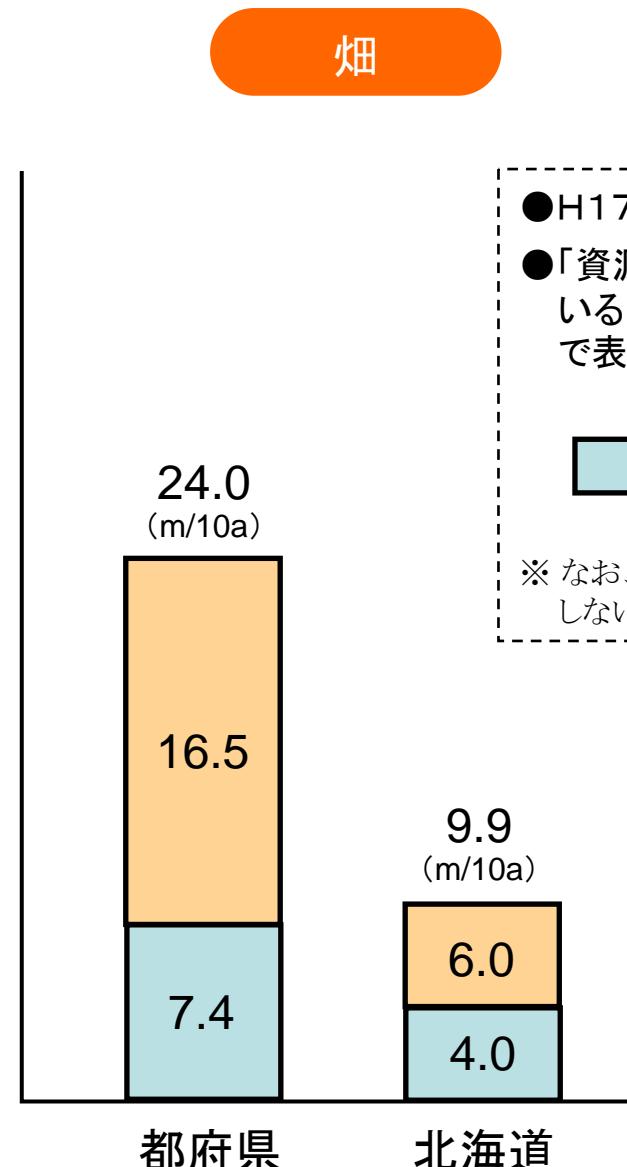
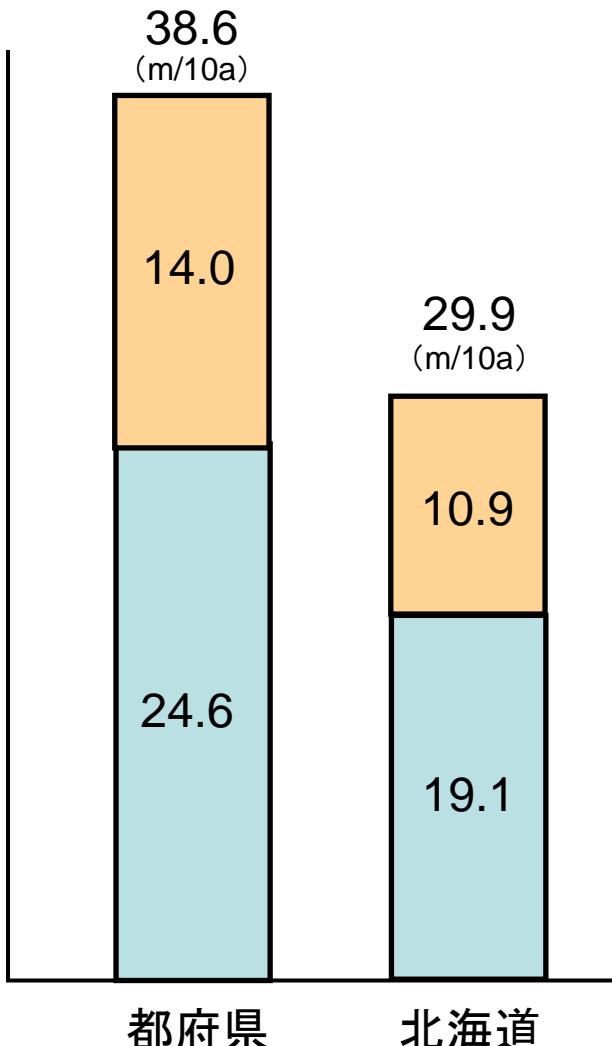
○活動組織内の農地面積に応じて交付。

○「田と畠と草地」、「府県と北海道」の区分ごとの単価は、それぞれの「資源の密度」に応じて設定。

田

畑

草地



●H17調査地区における資源密度。

●「資源密度」とは、共同活動の対象となっている「道路+水路」の延長を単位面積当たりで表したもの(単位:m/10a)。



水路



道路

※ なお、数値の計は、四捨五入の関係で内訳と整合しない部分がある。

平成17年

新たな基本計画の策定

農地・農業用水等の資源保全を図る地域共同の取組を促進する施策導入に向けた検討に着手。

資源保全実態調査事業
資源保全手法検討調査

- 実態調査
(全国約400地区)
- 地域の保全計画策定
- 資源保全手法の検討



平成18年度(概算要求)

農地・水・農村環境保全向上
活動支援実験事業(新規要求)
要求額 10.6億円

- モデル的な支援を通じた施策の実効性の検証
(全国約600地区での実施を想定)

農地・水・農村環境保全向上手法
確立調査(新規要求)
要求額 1.5億円

- モデル支援と連携した施策手法の確立
- 施策推進のサポート体制検討

平成19年度から

農地・水・農村環境の
保全向上を図る施策
の構築

農地・農業用水等の資源や農村環境の適切な保全管理と質的な向上



(2) 営農活動に対する支援

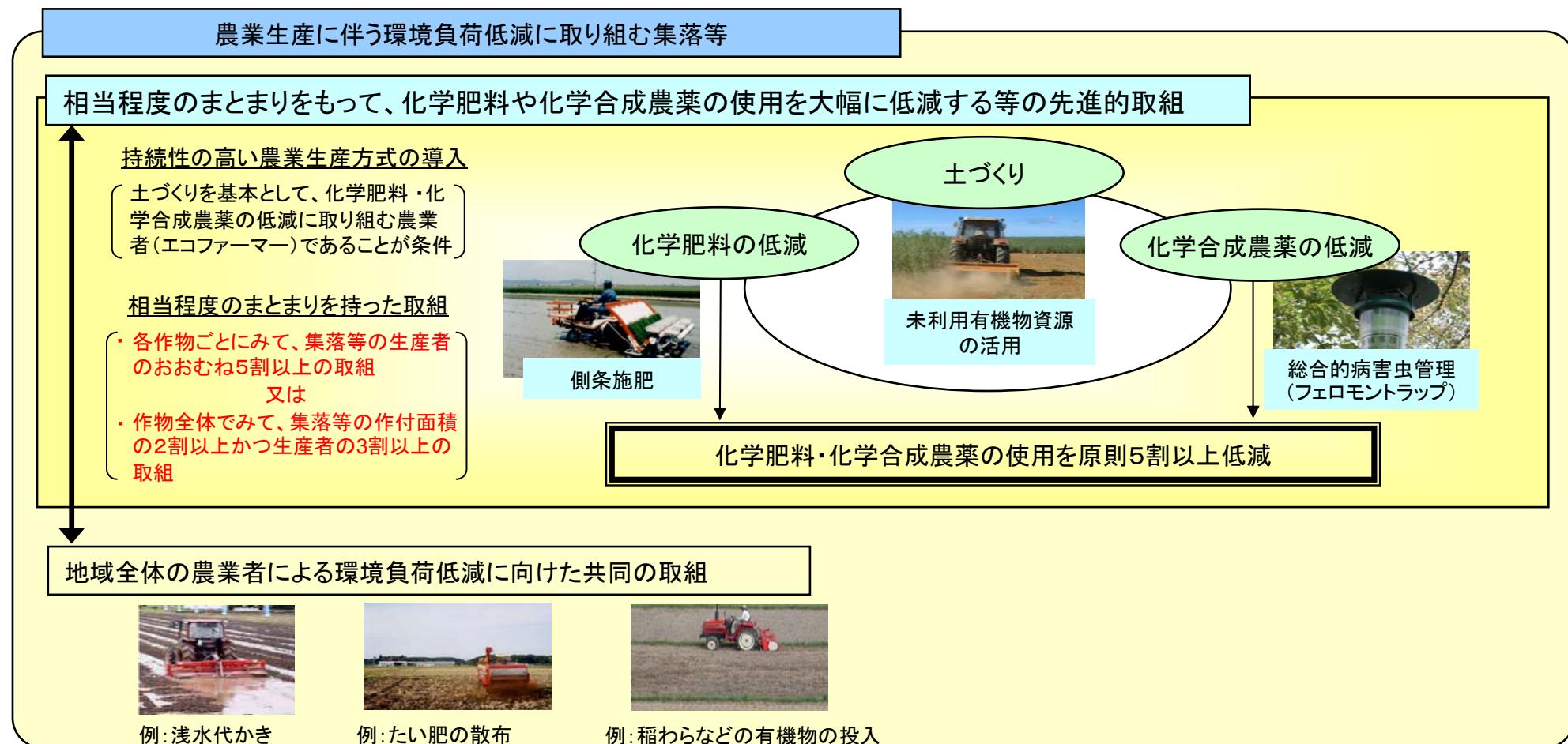
① 対象地域、対象とする活動

○対象地域は、「共同活動への支援」の実施地域であって、計画に基づき環境保全に取り組む地域。

○対象とする活動は、集落等を単位として、

- ・ 環境負荷低減に向けた取組を共同で行った上で、
- ・ 地域で相当程度のまとまりをもって、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な取組

○支援対象とする活動



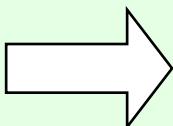
② 支援の内容

- 先進的な取組に必要な技術の導入に係るコスト増といった掛かり増し的経費を基礎とし、取組面積に応じて活動組織に交付（先進的な取組を行った農業者への配分も可）。
- 加えて、農業者が共同で行う環境負荷低減に向けた取組に対する一定の活動経費を活動組織に交付。

支援の内容

【支援対象とする取組】

相当程度のまとまりをもって、化学肥料や農薬を原則5割以上低減する等の先進的取組

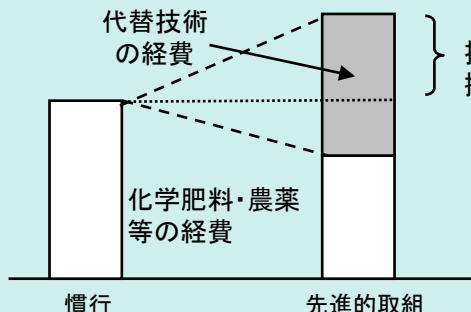


【支援の仕組み】

技術の導入に対する支援

取組面積に応じた支援
(取組農家への配分可)

技術導入に係る経営コストの掛けり増しに着目

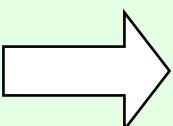


} 技術の導入に係る
掛けり増し経費

掛けり増し経費を基礎として、国、地方の役割分担、農業者の自助努力も加味して支援水準を設定
(今後調査の上で設定)

一体的実施

地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた共同の取組



地域全体で環境負荷低減に向けた取組を進めるための活動に対する支援



集落等を単位とする支援

例: 技術の実証・検討

- 「化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等の先進的な取組」とは、以下のいずれかの取組とする。

- ① 化学肥料・化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する技術導入
(作物ごとに現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定)
- ② 化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減に相当する環境保全に資する先進的な取組

○「化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減」の考え方

- 現行の代替技術、生産実態を考慮すると、多くの作物で生産性との調和に配慮しつつ5割程度の低減は十分可能

- 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(5割以上低減)に基づく生産が既に展開

- 多くの都道府県で、5割低減を基準として認証制度を実施



○ 特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、
・化学合成農薬の使用回数が5割以下であるとともに
・化学肥料の窒素成分量が5割以下
で生産された農産物。

(特別栽培農産物に係る表示ガイドライン)

- 化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した農産物に係る都道府県の認証制度

認証制度を制定	43都道府県
うち5割減を認定基準	33都道府県

資料:農林水産省農産振興課調べ



W県の例

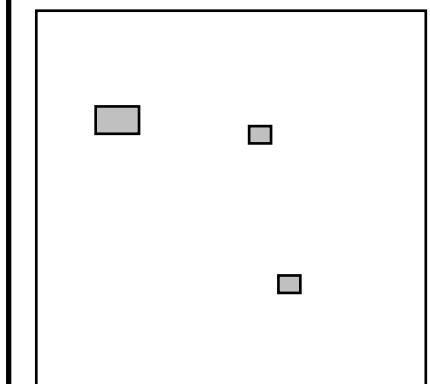
地域の慣行から原則5割以上低減

(注: 低減割合は現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定)

- 環境負荷の大幅低減を効果的に進めるとともに、農産物のブランド化等により地域農業の振興にも資するためには、地域で相当程度のまとまりをもった取組を推進することが必要。

これまで

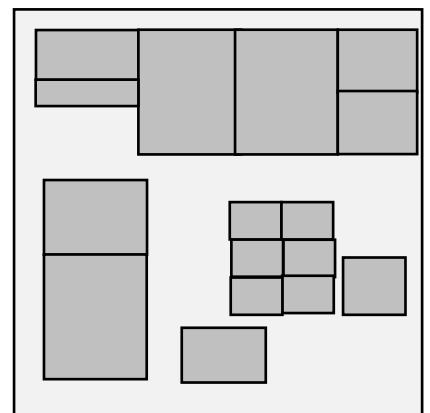
一部の農業者による点的な環境負荷低減の取組



- ＜取組の課題＞
- 環境負荷低減効果は限定的
 - 周辺の慣行の農業生産との調和・調整
 - フェロモン剤等の代替技術の効果が限定的
 - ロットが揃わないなど流通・販売面で課題

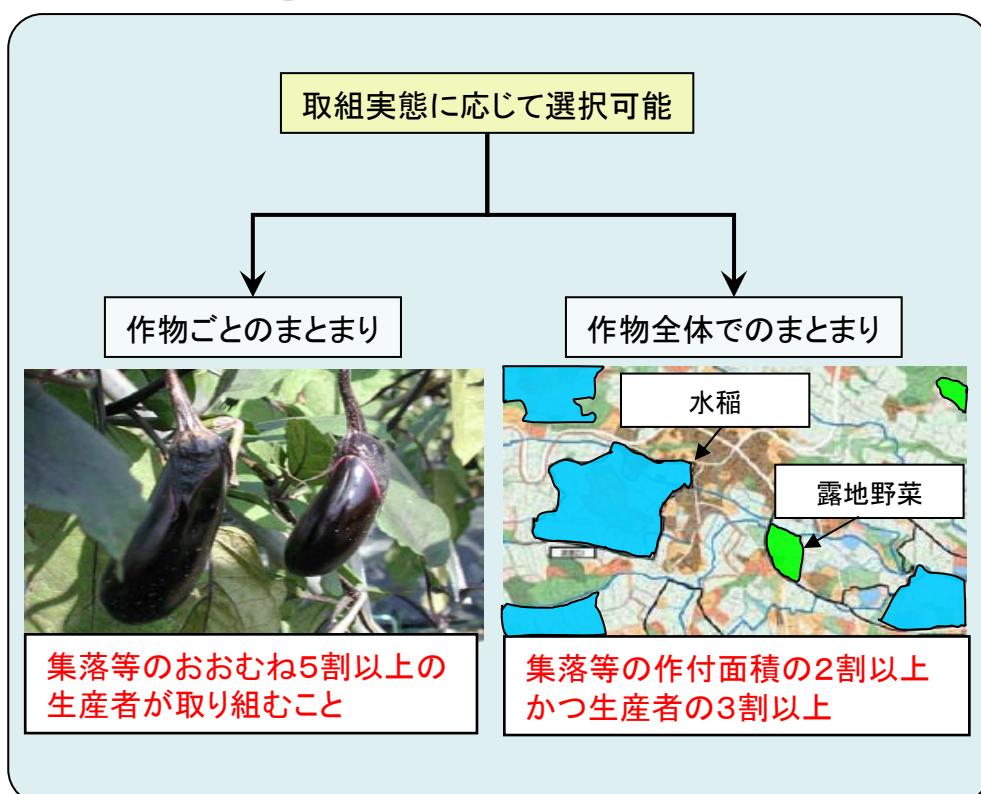
今後の推進方向

地域でまとまりをもった環境負荷低減の取組



- ＜取組の効果＞
- 環境負荷の大幅低減など環境保全上より大きな効果が期待できる
 - たい肥の確保、効果的なフェロモン剤の利用など効率的な取組が可能
 - 環境保全に貢献する有機・特別栽培農産物等の産地形成、農産物のブランド化

- 「地域のまとまり」の要件



(3) 地域の取組の更なるステップアップへの支援

- これらの地域の活動を促進・補強し、更にステップアップさせるため、協定に基づき地域においてより高度な取組を実践した場合に一定の支援。

↑質の向上



地域への広がり →

平成18年度に予定する「モデル支援地区」等を活用し、地域の多様性を把握しながらその詳細を決定。



兵庫県豊岡市
行政、市民、農業者等が連携。コウノトリの野生復帰を目指し、水田ビオトープ等を実施。
(2003田園自然再生コンクール農林水産大臣賞)



神奈川県開成町
農道や水路沿いにあじさい五千株植栽。毎年「あじさい祭り」に県内外からの大勢の来訪者。
(第7回 美しい日本のむら景観コンテスト 全国農業協同組合中央会長賞)